

### 3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

#### 3.1 制度の概要

##### 3.1.1 制度目的・根拠

母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「母子寡婦法」という。昭和 39 年法律第 129 号）は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じることにより、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする（平成 26 年 10 月 1 日より、父子家庭にも対象が拡大されている。）。

そのための措置として、国及び地方公共団体において、母子家庭等及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその児童の福祉の増進を図ることを目的とし、母子父子寡婦福祉資金貸付事業が運営されている。

法の基本理念として、全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとされ、寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものであり、国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有するとされている（母子寡婦法第 2 条・第 3 条）。

他方で、「自立への努力」として、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならないものとされている（母子寡婦法第 4 条）。

本事業の運営に当たっては、このように、母子家庭等の福祉と、自立への努力のそれが調和されることが必要である。

##### 3.1.2 制度の仕組

###### (1) 制度概要

制度概要については次頁のとおりである。

【表 3.1.2】制度概要表

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (H27.2時点)												
貸付資金の種類	貸付対象者	貸付内容及び貸付限度額 (単位:円)						償還期間	利率			
修学資金 及び 就学支度 資 金	ひとり親 家庭の 父 母 ・ 寡 婦 <small>(父母のない 場合は児童)</small>	各学校1年生の場合		国 公 立		私 立		20年	無 利 子			
				自 宅	自宅外	自 宅	自宅外					
		高等學校	修学資金(/月)	18,000	23,000	30,000	35,000					
			就学支度資金	150,000	160,000	410,000	420,000					
		高等専門 学校	修学資金(/月)	21,000	22,500	32,000	35,000					
			就学支度資金	150,000	160,000	410,000	420,000					
		短期大学 専修学校 (専門課程)	修学資金(/月)	45,000	51,000	53,000	60,000					
			就学支度資金	370,000	380,000	580,000	590,000					
		大 学	修学資金(/月)	45,000	51,000	54,000	64,000	5年				
			就学支度資金	370,000	380,000	580,000	590,000					
		専修学校 (一般課程)	修学資金(/月)	31,000								
			就学支度資金	150,000	160,000	150,000	160,000					
		小 学 校	40,600					20年				
			就学支度資金	47,400								
修業資金		①知識・技能を習得する期間中(5年限度) ②自動車運転免許取得の場合(高校3年時に限る)				68,000/月	460,000/回	6年				
就職支度 資 金	同上、児童 <small>介護の場合は 児童を除く</small>	①就職準備資金 ②通勤のための自動車購入が必要な場合				100,000/回	320,000/回	6年	※ 1			
医療介護 資 金		①医療分及び一般分 ②介護分				340,000/回	500,000/回	5年				
技能習得 資 金	ひとり親 家庭の 父 母 ・ 寡 婦	①看護師などの知識技能の習得期間中(5年限度) ②自動車運転免許取得の場合				68,000/月	460,000/回	20年	無 利 子 又 は 年 利 1. 5%			
住宅資金						1,500,000/回		6年				
転宅資金						260,000/回		3年				
結婚資金		結婚する子1人につき				300,000/人		5年				
生活資金				生計中心者		生計中心者 でない者						
		①技能習得の期間中		141,000/月				20年				
		②医療介護資金を受けている期間中		103,000/月				5年				
		③失業期間中(1年限度)										
	ひとり親 家庭の 父 母	①母子家庭となって7年以内の者が、 7年を経過するまでの間		103,000/月		69,000/月		8年				
		②養育費取得のための裁判費用		480,000/回								

※ 1 保証人を立てた場合は「無利子」、保証人を立てない場合は「年利 1.5%」

2 平成 26 年 10 月 1 日から、父子家庭の父及びその児童も貸付対象

3 上記の資金の他、事業開始資金及び事業継続資金があるが、極少。

## (2) 貸付対象者

制度上予定する貸付対象者は、以下のとおりである。

### ① 母子家庭関係（父子家庭関係についても同様）

- i. 現に児童（20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の父母
- ii. 母子・父子福祉団体
- iii. 父母のいない児童

### ② 寡婦

- i. 20歳以上の子を扶養している寡婦
- ii. 子を扶養していない寡婦（前年の所得が203万6000円以内に限る）
- iii. 40歳以上の配偶者のない女子（前年の所得が203万6000円以下に限る。）

従来は、生活保護の被保護者に対しても本事業による貸付を行っていたが、平成24年度以降、生活保護の被保護者に対しては、貸付対象とするに際しては、少なくとも一部就労による収入があることを条件としており、収入の全額が生活保護法による扶助・公的手当等である者に対しては、他の制度による自立を目指してもらう運用に変更している。

## (3) 主債務者及び連帯借受人

貸付対象者は親であるが、児童に関する資金（修学資金、就学支度資金、修業資金など）は、児童が返済の義務のある連帯借受人となる。

## (4) 貸付資金の種類

主な貸付資金は【表3.1.2】のとおりで修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、技能習得資金などがある。小規模の種類を含めると合計で12種類の貸付資金がある。

### 3.2 貸付事業の運用状況

#### 3.2.1 平成 25 年度貸付金の実績

【表 3.2.1】平成 25 年度貸付金実績

(単位 : 千円、 %)

	貸付状況	
	金額	%
修学資金	248,030.6	70.8
就学支度資金	86,281.7	24.6
技能習得資金	4,692.8	1.3
修業資金	3,022.0	0.9
生活資金	4,442.0	1.3
住宅資金	1,990.0	0.6
転宅資金	1,739.9	0.5
計	<b>350,199.0</b>	100.0

貸付金の多くは、上記のとおり子の修学に関する資金である。修学資金のみで約 70%、修学資金と就学支度資金の合計で約 95% である。

#### 3.2.2 各人に対する貸付額の状況

貸付対象者への個別の貸付額の状況を確認すると、制度上の上限額で貸付を行うこともあるが、必ずしも上限での貸付が多数を占めている訳ではない。

これは貸付時の面談において対象者に必要な金額を確認し、協議した上で貸付額を決定しているため、とのことである。借入額が必要最小限となるよう配慮されており、未収金圧縮の点だけでなく、母子家庭等の自立という点からも望ましい対応と言える。

#### 3.2.3 連帯借受人に対する面談

本事業の貸付に当たっては、担当者による面談が行われる。修学資金の貸付に際しては、貸付対象者たる親、及び連帯借受人となる子に対して、それ

ぞれ面談が行われている。

貸付に際しての申込者の相談先は、各保健所の母子・父子自立支援員であり、本制度において連帯借受人となる者について、借受意思・能力の確認が行われる。本人及び連帯保証人に対しては、アンケートの形式により、生計状況・自己破産宣告有無・住居状況・他の借入金の有無・税金又は公共料金の滞納有無・預貯金の状況・保険の契約状況・自動車の保有状況などの確認を行っている。

例えば、高校生面談時に提出を受けた連帯借受人たる高校生による記載として、以下のようなものがある。

進学の動機	●高校は、あいさつとかが厳しく、[スポーツ名]面でもしっかりしているので●高校で自分の技術の向上と[スポーツ名]全国大会に出たいからです。
将来の希望	プロ[スポーツ名]選手、もしくは[スポーツ名]関係の仕事につきたいです。
返済の意志	●高校を卒業したら、しっかり働いて返します。

このように、親のみならず子についても、借入であること、借入の目的があること、返済の必要があることについて、明確になるように運用されており、返済への意識付けが適切に行われている。

### 3.2.4 未収金の状況

#### (1)未収金の発生原因

上述のような施策にも関わらず修学資金が未収となる原因は、子が卒業後就職できない、母が失業・病気となった等の事由が多い。

なお、事業資金の未収発生原因は事業が破綻した場合で、生活資金については就労不能や生活困窮となった場合が一般的である。

#### (2)未収金の年度推移

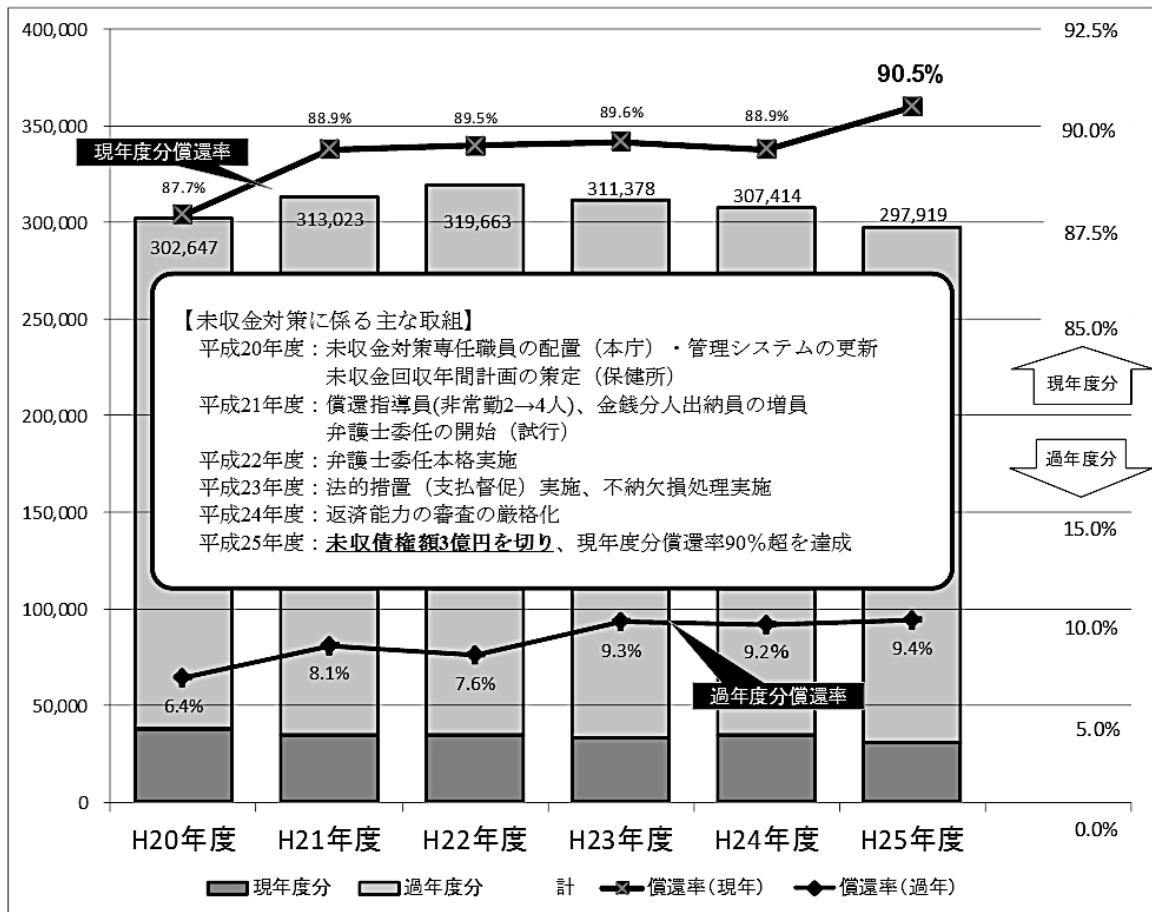
【表 3.2.4 の 1】未収金の状況

		(単位：千円)					
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
現年度分	調定額	308,501	312,868	328,277	322,142	334,928	322,077
	収入済額	270,480	278,077	293,922	288,649	297,850	291,490
	不納欠損額	0	0	0	0	2,700	80
	収入未済額	38,021	34,791	34,355	33,493	34,378	30,506
	(回収率)	(87.7%)	(88.9%)	(89.5%)	(89.6%)	(88.9%)	(90.5%)
過年度分	調定額	282,715	302,860	308,695	317,464	307,233	304,312
	収入済額	18,089	24,628	23,386	29,615	28,197	28,646
	不納欠損額	0	0	0	9,965	6,001	8,253
	収入未済額	264,626	278,232	285,309	277,885	273,036	267,413
	(回収率)	(6.4%)	(8.1%)	(7.6%)	(9.3%)	(9.2%)	(9.4%)
計	調定額	591,216	615,728	636,972	639,606	642,162	626,389
	収入済額	288,569	302,704	317,309	318,264	326,047	320,137
	不納欠損額	0	0	0	9,965	8,701	8,334
	収入未済額	302,647	313,023	319,663	311,378	307,414	297,919
	(回収率)	(48.8%)	(49.2%)	(49.8%)	(50.5%)	(51.5%)	(51.8%)

※千円未満を四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合がある。

平成 20 年度以降、未収金回収率は向上している。これは、京都府全体の取組である「債権管理プロジェクトチーム」の立ち上げ（H21.6）以前から未収金対策を実施しており、償還指導員等による回収や弁護士委任など、債務者の返済能力を見極め、個別の状況に応じた対策が一定の効果を上げているものと考えられる。

【表 3.2.4 の 2】未収金回収率向上の状況



### (3) 貸付ポートフォリオの変動

従来、事業開始資金・事業継続資金の貸付の金額・割合は多かったが、平成21年度以降、平成23年度の開始資金160万円・継続資金48万円以外は実施されておらず、貸付相談も殆どない。

事業用資金の貸付に当たっては、本来、事業性・計画の実現可能性について、貸付者の側に専門的な判断能力が必要となるが、一般論として保健所の事務担当者に当該専門的知識と判断能力を得させるための施策は非効率と言える。未収金発生の抑制の点では、事業用資金貸付の減少傾向はプラスに働くものである。

【表 3.2.4 の 3】資金別の収納状況

区分 資金別	合計				過年度・現年度別内訳							
					過年度分				現年度分			
	滞納 繰越額 及び 調定額	償還免除 及び不納 欠損額	収入済額	償還 率	滞納 繰越額	当年度 償還免除 及び不納 欠損額	当年度 収入済額	償還 率	調定額	償還 免除額	収入済額	償還 率
事業開始資金	37,436	4,973	2,266	7.0	37,117	4,973	1,947	6.1	319	0	319	100.0
事業継続資金	12,181	1,937	724	7.1	11,791	1,937	359	3.6	390	0	365	93.6
修学資金	422,244	120	244,502	57.9	172,130	120	16,754	9.7	250,114	0	227,749	91.1
技能修得資金	12,058	50	6,567	54.7	5,422	50	439	8.2	6,636	0	6,128	92.3
修業資金	10,445	46	5,944	57.2	5,299	46	932	17.8	5,147	0	5,011	97.4
就職支度資金	2,145	0	598	27.9	1,543	0	179	11.6	602	0	418	69.5
医療介護資金	748	0	18	2.4	743	0	13	1.8	5	0	5	100.0
生活資金	23,420	776	8,480	37.4	15,006	695	1,470	10.3	8,413	80	7,010	84.1
住宅資金	12,325	145	997	8.2	12,086	145	758	6.4	239	0	239	100.0
転宅資金	11,501	257	3,225	28.7	8,317	257	907	11.3	3,184	0	2,318	72.8
就学支度資金	78,304	0	46,295	59.1	32,084	0	4,698	14.6	46,220	0	41,598	90.0
結婚資金	641	29	152	24.9	641	29	152	24.9	0	0	0	0.0
児童扶養資金	386	0	208	53.8	189	0	20	10.6	197	0	188	95.0
特例児童扶養資金	331	0	160	48.3	180	0	16	9.0	151	0	144	95.4
計	624,165	8,334	320,137	52	302,548	8,253	28,646	9.7	321,617	80	291,490	90.7
未収入額			295,695			265,649					30,046	

貸付の大部分を占める修学資金・就学支度資金については、後述のとおり、回収努力が奏功しており、現年度調定額・滞納繰越額の総額を分母として、57%程度の償還率となっている。

事業開始資金・事業継続資金は、上述のとおり平成 21 年度以降殆ど実行されておらず、現時点においては既存貸付における滞納繰越の割合が高くなっている、償還率も低くなっている（過年度の滞納分については、事業の失敗等による弁済困難状況にあるため、償還率は一般に低くならざるを得ない）。

### 3.3 債権管理の運用状況

#### 3.3.1 債権管理手順

債権管理の手順としては、本事業用に開発されたシステムにおいて、貸付以降、個々の対象者の情報を入力し、回収対象の時期ごとに納入通知を発送する。未収予防策として、まずは現年分の早期催告を行うこととしている。納入通知を発送しても返済が行われない場合、督促状を発送するが、これに対しても納付が行われない場合、未収金（滞納）発生として、以後、償還指導を行う。まず、母子・父子自立支援員（保健所（7保健所1分室）ごとに、1名から2名配置（他業務と兼任）。）において、借受人に対して督促を行うとともに、なお支払いが行われない場合、償還指導員（京都府全体で4名配置（非常勤の嘱託、専従）。平成21年に2名から4名に体制を拡充。）による自宅訪問が行われる。

併せて、保健所において、対象者の財産の有無・生活状況を把握する。

これらの状況・情報に基づき、本法の目的・滞納者の実情等を総合的に判断の上、①破産状況にあり財産が存在しないことが認められる者については徵収停止し不納欠損処分を行う。②一定の財産が存在することが認められる者については、法的措置として支払督促を行い、これに対して分納合意ができれば分割納付を受けて履行管理を実施、任意の履行が行われなければ、財産の強制執行に移行する。なお、一定以上の高額滞納案件については、弁護士委任による債権回収を行うこととし、そのうち委任弁護士から「任意徵収不可能なため法的措置相当」の判断を得た案件について、支払督促を行うこととされている。

#### 3.3.2 債権回収の特色

本事業における未収金回収の促進策としては、①当年分の請求の早期催告、②口座振替（月賦）による償還を原則としていること、③未収が発生した場合の保健所職員による催告・償還指導員による訪問催告、④弁護士委任によ

る回収、⑤法的措置の実施が挙げられる。

中でも③の借受人にとって身近な存在である各保健所の担当者から、督促等のアクセスがあるのが本事業における債権回収の特色である。この担当者は、各家庭の個別事情を知っており、人的体制としても、1保健所あたり1人程度配置しており、それに加えて府全体で4人配置の償還指導員による集中的な訪問を実施するなど、積極的な活動を行っている。地域で暮らして行くに当たって、これら担当者との比較的密な関係が、高い回収率の維持に影響を与えていていると思われる。

平成25年度における償還指導員（4名）による自宅等への訪問実績は、訪問督促延べ人数2,891名、償還を再開した滞納者数は562名、償還金額は10,510千円となっている。

### 3.3.3 弁護士委任の状況

弁護士に対する委任については、平成21年に試行し、平成22年から本格実施している。

【表3.3.3】弁護士委任状況

委任 件数	年 度	21	22	23	24	25	26年 8月時点
件 数		10	89	126	107	33	50

平成23・24年には、100件を超える委任数となっており、積極的な活用が行われている。

平成25年では、弁護士委任の成果として、平成26年5月末時点で納付に至った者6名（28万841円）、分納合意・滞納分完納等となった者4名、継続交渉中の者7名、法的措置を予定する者3名の状況であった。また、法的措置については、対象者7名（3件）、成果としては、全額納付1件、居住不明1件、その他無財産であることが判明した者1名である。

これらの状況から、弁護士委任は一定の成果を得ていると思われる。

### 3.3.4 サンプルテスト

各保健所の個別未収金額最上位は事業資金の貸付であるが、事業資金の貸付は既に収束状況にあることから、平成 25 年度貸付額の 7 割を占め残高でも約 3 分の 2 を占める修学資金貸付を対象に、債権管理の運用状況を確認するサンプルテストを実施した。

対象としたサンプルは、各保健所における修学資金貸付のうち、未収金額最多のものである。

【表 3.3.4】サンプリング対象一覧

No.	滞納発生	担当保健所	当初貸付額	滞納額
1	H24	乙訓	3,672,000	1,785,095
2	H23	山城北	3,339,000	694,887
3	H21	山城北 (綴喜)	1,908,000	1,717,200
4	H18	山城南	1,800,000	1,462,028
5	H20	南丹	3,672,000	1,067,934
6	H19	中丹西	1,080,000	746,000
7	H16	中丹東	2,736,000	719,040
8	H8	丹後	864,000	846,500

当初貸付額が約 370 万円に達するものもあるため、個別の未収残高は最大で約 180 万円となっているが、弁済が殆ど進んでいないものもある。

- ① No.1 の償還指導記録においては、平成 16 年 10 月から平成 17 年 1 月にかけて、5 回程度の電話によるやりとりが行われ、平成 17 年度については「12/23・25 の推進員訪問 不在票入れる ⇒ 平成 18.1.11 納入」の記載がある。平成 20 年 6 月・7 月に二度の訪問、平成 21 年 5 月・

7月・10月・11月に四度の訪問、平成22年5月の償還指導記録の後、平成22年度弁護士委任による債権回収案件となり、任意による返済意思が見られなかつたため、平成24年度には破産申立をした借受人を除く連帯借受人及び連帯保証人に対して法的措置（支払督促申立）を実施し、現在、連帯保証人から順調に分割返済が行われている。

- ② No.2については、平成21年6月以降、22年3月頃まで、月一回程度の訪問、その後は平成23年9月から24年8月まで12回、本人・連帯借受人の自宅を訪問するが留守、オートロックのため督促状を投函した記録が残っている。平成24年度弁護士委任による債権回収案件となり、委任弁護士から内容証明郵便による催告が行われたものの、借受人等が行方不明であることから、現在、保健所が定期的に所在調査を実施している。
- ③ No.3については、詳細な償還指導記録が残されている。
- ④ No.4については、貸付当初から生活保護の被保護者であり、ケースワーカーと連携しながら対応し、毎月誠実に分納が行われている。
- ⑤ No.5については、平成20年5月より償還指導記録の記載が残されており、電話・訪問による協議が行われている。平成23年5月以降は、ほぼ毎月かなり詳細な償還指導記録が残されている。
- ⑥ No.6については、詳細な償還指導記録が残されている。
- ⑦ No.7については、未収期間にわたり、かなり細かい償還指導記録が提出されている。

- ⑧ No.8については、平成9年以降、詳細な償還指導記録が残され、督促状の発付を行った記録が提出されており、途中主債務者が自己破産となり、保証人との協議が継続されている。

サンプルテストの結果は、総じて良好な督促管理が行われていると思われる。

### 3.3.5 不納欠損処分の状況

平成25年度の不納欠損処分の状況は以下のとおりである。

【表 3.3.5】不納欠損処分状況  
(単位 : 円)

区分	件数	金額
時効援用	249	2,267,640
自己破産	108	504,477
自己破産+援用	164	1,595,788
債権管理条例	242	3,965,764
計	763	8,333,663

連帯保証人については、請求を行ってはいるものの、古い債権であり、自身も高齢であるなど生活状況が厳しいことや、行方不明のケースが多いこともあり、個別状況を把握した上、不納欠損処分を実施している。

## 3.4 監査の結果

### 3.4.1 指摘事項

なし

## 4 看護師等修学資金貸与事業

### 4.1 制度の概要

#### 4.1.1 制度の概要及び趣旨

国が推し進めた国民皆保険による受診者数の増加、完全看護、基準看護の導入等により看護師の需要が増加し、看護師不足が深刻化した。昭和37年、国は看護師不足を解消すべく看護師等養成施設の生徒に対し修学資金制度を創設した。

当初は国による制度であったので、国の実施要綱に基づき実施していた。その後、「国庫補助制度の廃止、縮減」「税財源の地方移譲」「地方交付税の一体的な見直し」といったいわゆる三位一体の改革により、看護師等修学資金貸与事業も地方移譲が行われることになり現在の制度に至る。

京都府の看護師等修学資金事業の根拠法令となる「京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例(昭和39年京都府条例第46号)」第1条に、「保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の確保及び質の向上に資するため、将来京都府の区域内において看護師等の業務に従事しようとする者で、経済的理由により就学困難なものに対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。」とその制度趣旨を定めている。

条例では経済的理由による就学困難なものと経済要件も規定されているものの、実際には申請に当たって所得要件を課していないため有名無実化している感がある。むしろ中小規模の病院、診療所等の医療機関においては、看護師確保が困難なため、地域医療を支える看護師を確保することが優先事項になっている。

#### 4.1.2 対象者

貸与対象者は看護師等の養成学校や養成所（以下、「養成施設」という。）の卒業から1年を経過する日までに看護師等の免許を受け、直ちに京都府内区域の病院等（病院、その他規則で定める施設、市町村など）で看護師等の

業務に従事する意思を有すると認められる場合とされている。

貸与希望者の出身地や養成施設の所在地を要件とはしていないが、募集要項で貸与者の選考に当たっては、京都府内での就労可能性を考慮した優先順位が明示されており、養成施設の所在地および貸与希望者の居住地が他府県にある場合は京都府内の養成施設、出身者に劣後する。

#### 4.1.3 貸付状況

修学資金の貸付状況は雇用環境などの社会情勢や京都府における看護師確保施策により変動する。【表 4.1.3】は現年度を含めた 5 期間の貸付状況であり、年度ごとに特色がみてとれる。

【表 4.1.3】5 期間貸付状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸付希望数（件）	<b>639</b>	<b>677</b>	<b>700</b>	<b>679</b>	<b>769</b>
新規	307	322	311	270	378
継続	332	355	389	409	391
貸付数（件）	<b>561</b>	<b>544</b>	<b>613</b>	<b>628</b>	<b>560</b>
新規	254	213	292	249	169
継続	307	331	321	379	391
貸付率（%）	88%	80%	88%	92%	73%
新規貸付率（%）	83%	66%	94%	92%	45%
予算額（千円）	205,764	205,764	227,364	227,364	205,764

平成 24 年度および平成 25 年度の新規貸付率（新規貸付数÷新規貸付希望数）が他の年度に比して高い率となっているが、これは養成施設の他府県出身者の卒業状況に鑑み、府内定着を図るために京都府が実施した看護師確保特別枠（50 人/年）によるものである。

特別枠は府外出身者受入モデルとして限定的に実施されたものであり、その影響を受けて平成 26 年度には新規貸付数が減少している。また平成 26 年

度は新規貸付希望数の増加も相俟って、貸付率は45%と非常に低調になっている。

#### 4.1.4 猶予、返還及び免除要件

看護師等修学資金は無利子で貸与される。返還猶予、返還、免除の各要件は「京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例」および同条例施行規則で定められており、貸付希望者には募集要項に記載して周知を図っている。

①返還猶予 進学、転職または災害や疾病などのやむを得ない事情がある場合、一定期間修学資金の返還を猶予することも可能です。

②返還 次の事由に該当する場合は、修学資金の返還が必要となります。

- i 退学等で貸与決定を取り消されたとき
- ii 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職の免許を取得できなかつたとき
- iii 看護職の免許を取得した後、直ちに免除対象施設に就業しなかつたとき
- iv 免除対象施設で引き続き5年間従事しなかつたとき
- v 業務外の事由により死亡したとき

③返還免除 次の要件をすべて満たした場合は、修学資金の全額返還免除が受けられます。

- i 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職の免許を取得し、直ちに免除対象施設に就業すること
- ii 免除対象施設に看護職として引き続き5年間従事す

ること

貸付金は上記の要件があるため、猶予中と返還中の二つの状態に分類される。そのため貸付金を管理する上で、その貸付金が猶予中なのか、返還中なのかを把握することが重要となる。

#### 4.1.5 貸与者の就業状況

過去 5 年間の貸与者および養成施設全体に係る就業者状況は【表 4.1.5】のとおりである。

【表 4.1.5】貸与者就業状況一覧

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
【修学資金貸与者】						
貸与者総数	554 人	545 人	544 人	613 人	628 人	577 人
①卒業者数	210 人	214 人	218 人	227 人	229 人	220 人
②就業者数	160 人	173 人	169 人	180 人	176 人	172 人
③府内就業者数	145 人	155 人	160 人	178 人	168 人	161 人
④返還免除施設就業者数	119 人	120 人	117 人	141 人	139 人	127 人
府内就業者割合 (③/②)	90.6 %	89.6 %	94.7 %	98.9 %	95.5 %	93.8 %
免除施設就業者割合 (④/②)	74.4 %	69.4 %	69.2 %	78.3 %	79.0 %	74.1 %
【京都府内養成施設全体（京都府貸与者含む）】						
⑤卒業者数	1,264 人	1,230 人	1,308 人	1,286 人	1,345 人	1,287 人
⑥府内就業者数	759 人	774 人	816 人	846 人	901 人	819 人
府内就業者割合 (⑥/⑤)	60.0 %	62.9 %	62.4 %	65.8 %	67.0 %	63.6 %

貸与者の府内就業割合は 5 年平均で 93.8%、府内養成施設全体では 5 年平均で 63.6% となっており、修学資金貸与者の府内就業状況は非常に高いことが分かる。また免除対象施設への貸与者就業割合も 5 年平均で 74.1% と、貸与した卒業生の 4 人に 3 人が免除対象施設で就業しており、制度趣旨を満足させる結果となっているのではないだろうか。

## 4.2 貸与に関する諸手続の状況

### 4.2.1 貸与手続

修学資金の貸与は京都府から京都府内の養成施設の教員または担当事務員等に対して説明会を実施することによって、制度趣旨の説明、周知を図っている。貸与者に対する告知は主に教員または担当事務員等から各年度の「京都府看護師等修学資金募集要項」を配布して行われる。そこでは制度趣旨から申請方法、免除や返還についてまで一連の説明が行われる。また看護師修学資金貸与事業は京都府にて就業を希望する府外養成施設修学者にも門戸を開いているが、こちらは主に京都府のホームページから募集要項を各自でダウンロードして申請を行うことになる。

貸与申請時には①申請内容の基礎事項が記載され、契約書として機能する「貸与申請書」、②養成施設から発行される「在学証明書」および「学校長による推薦書」、③貸付金返還の局面において納期限が訪れたにもかかわらず返済がなされなかつた場合には、所得証明書等の提出を誓約する「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」、④貸付金申請理由や将来の進路希望、その他特別な事情等を記載する「看護師等修学資金申請調書」の書類を揃えて担当課に申請する。①③には申請者に加えて、連帯保証人の自署押印が必要となる。貸与期間は1年間であり、次年に再度貸与を受ける際には一連書類を揃えて再申請を行う必要がある。

貸与者は申請書類によって選考されることになるが、修学資金の制度趣旨が京都府内および免除対象施設への看護職就業推進であるため、看護師免許の取得、府内区域病院への就業意欲を要件としている。それに加えて養成施設の所在地、貸与者の居住地を選考における検討事項とする。これらは募集要項で貸与選考の優先順位として記載されている。

貸与決定後および卒業時には制度の趣旨からFAQ形式までの情報を網羅的に記載した「京都府看護師等修学資金のてびき」を貸与者に配布して、制度の周知が図られている。

#### 4.2.2 猶予、返還及び免除の手続

貸付金は前述のとおりに猶予中と返還中の二つの状態に分類されるが、分類に当たっては貸与者の現状を把握しておく必要がある。把握すべき主なポイントは①在学の有無、②看護職の免許取得状況、③業務の従事状況である。

①在学者については申請時に在学証明を必ず入手することになるため、特段の配慮は必要ない。状況把握に特段の配慮を要するのは退学者および進学者についてであり、こちらは第一義的には貸与者からの届出が拠り所となる。しかし退学者等の貸与者が自ら進んで申請しない場合もあるため、それとは別に養成施設から貸与者の状況の報告を受ける。特に退学者は退学からの期間が経過すれば養成施設との関係も希薄になっている可能性が高く、養成施設から貸与者に働きかけることも困難な状況が予想される。したがって退学時には速やかに養成施設から情報を入手する必要がある。

②や③についても、卒業生に関する試験の合否、就業先、卒業後住所等の情報は養成施設から「進路調査票」として提出されるため、養成施設との連携が不可欠となっている。このように卒業直後の状況はたとえ届出書類を本人が失念していたとしても、養成施設から情報を得ることが可能であり、担当課ではそのような連携を重視している。

一方、貸付金の免除を受けるための要件である免除対象施設への5年間の従事については、通常は就業先が本人に発行する「従事証明書」の提出を受けて把握している。

#### 4.2.3 滞納発生後の対応

##### (1) 京都府における対応

前述 4.1.4②の返還要件に該当した場合、貸与者は返還計画書を担当課に提出して承認を受ける。担当課では承認後の返還スケジュールをシステムに入力し、スケジュールに合わせて貸与者に対して納入通知書を郵送する。京都府外の収納代理金融機関での収納情報のデータ反映は、最長で収納日から11営業日後（平成26年9月24日以降は最長で10営業日）に行われること

になるため、担当課では納期限から概ね 2 週間程度経過した時に滞留債権一覧を抽出し、該当する債権について督促状を郵送する。

督促状を郵送しても返還されない場合、貸与者に電話連絡をとって滞留状況の確認、貸与者の現状を質問する。再三の督促にもかかわらず納入が認められないときには催告状を郵送する。このような催告状にまで至る貸与者は連絡がつかないことが多く、催告状では連絡期日までに担当課へ連絡をもらうことに重きを置いている。催告状には連帯保証人への通知・請求、法的措置の履行について言及しており、督促状よりも強硬な内容となっているため、それまで連絡がつかなかつた貸与者からのレスポンスは高いようである。また担当課では、まず相談をしてもらうための新たな取組として、催告状に担当課メールアドレスの QR コードをプリントして、不規則なシフトで働いている貸与者に連絡を取りやすい環境づくりを試みている。この取組で今まで連絡が取りづらかった貸与者から連絡が入るなど効果が出ているようである。

貸与者へ催告状を郵送したにもかかわらず納入や連絡が無ければ、連帯保証人に対して滞納状況通知書を郵送する。通知書を見た連帯保証人から貸与者の状況について連絡をもらうこともある。

滞納発生時の初期対応は速やかに貸与者と連絡を取ることが重要になる。連絡手段は主に電話や郵送などを利用するが、両手段とも解約や転居によって変更されることも予想される。貸与者全員に養成施設の卒業とともに配布される「京都府看護師等修学資金のてびき」には住所変更時には住民票の写しなどの提出を求めており、連絡もせずに滞納を繰り返す悪質な貸与者にはその実効性が薄いという課題がある。

## (2)弁護士督促

再三の催告や連帯保証人通知を郵送しても滞納金を納入せず連絡もつかないときには、最終催告を経て弁護士による「弁護士督促（代理請求）」が行われる。看護師等修学資金事業では平成 25 年度から「弁護士督促（代理

請求)」を開始しているが、費用対効果の問題もあるため、督促委託の対象者は悪質かつ滞納額が高額な者を厳選する必要がある。具体的な選定基準は以下の母子父子寡婦福祉資金の弁護士委託基準を準用している。

- ①滞納額 50万円以上
- ②貸与者および連帯保証人が京都府または隣接府県に在住
- ③再三の督促に対して応答がない（悪質）

弁護士の名で貸与者に督促および連絡を取ることで、京都府による督促時の対応とは異なり、すぐに貸与者やその親族から連絡が入るようであり、特に悪質な案件に対しては効果が高いようである。

なお、弁護士督促を行うためには住所の確定、債権に係る基礎資料が揃っていることが最低限必要であり、看護師等修学資金事業の全ての債権がその要件を満たしているわけではないという課題がある。

### (3)履行延期の特約（調定減額）

弁護士督促に回す債権以外の未収金は、原則として一時での返済を求めていた。ただし経済的に困難な場合には履行延期の特約により新たな納期限を設定し、貸与者の返済能力に合わせた返済計画に修正することになる。返済計画の変更は元の返済期限とは異なる納期限を新たに設定することになるため、調定済の未収金を取り消して、新たな納期限にしたがって再調定される。

## 4.3 未収金の状況

### 4.3.1 過去 5 年間の未収金の推移

過去 5 年間の看護師等修学資金の未収金の状況は【表 4.3.1 の 1】のとおりである。

【表 4.3.1 の 1】未収金の推移

		(単位 : 千円)				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
現年度分	調定額	93,996	81,438	80,099	72,258	76,678
	収入済額	89,686	72,780	72,782	67,274	73,597
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	未収入額	4,310	8,658	7,317	4,984	3,082
	償還率	95.4%	89.4%	90.9%	93.1%	96.0%
過年度分	調定額	29,661	24,509	25,062	21,465	15,397
	収入済額	5,954	2,854	3,749	3,585	2,502
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	未収入額	23,708	21,654	21,313	17,880	12,896
	償還率	20.1%	11.6%	15.0%	16.7%	16.2%
計	調定額	123,658	105,946	105,161	93,723	92,076
	収入済額	95,639	75,634	76,530	70,859	76,098
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	未収入額	28,018	30,313	28,630	22,864	15,977
	償還率	77.3%	71.4%	72.8%	75.6%	82.6%

表中で参照年度の過年度調定額が前年度未収総額と一致していないが、差額は主に調定減額によるものである。

未収債権の額は平成 22 年度から減少を続けている。京都府では平成 21 年 6 月に部局横断的な組織として債権管理プロジェクトチームを立ち上げて、未収債権の減少を目的とした施策を講じてきた。特に看護師等修学資金事業では毎月末納となった貸与者へこまめに連絡を取るなどの、新たな未収債権者を発生させない対策の強化を進めてきており、また平成 24 年度からは専任の職員を配置し、さらなる未収金対策強化を図っている。そして、経済状況が厳しい滞納者には履行延期の特約を活用し、滞納者の返済能力に応じた返還計画にリスケすることによって、持続可能な返済が可能となるよう取組

を進めている。未収金の減少はこれらの取組による結果と言える。

しかし平成 25 年度末時点での滞納者については、【表 4.3.1 の 2】のとおり行方不明者が多く、平成 26 年度以降、未収金を減少させるには行方不明者の状況等の管理対策が重要になると言える。

【表 4.3.1 の 2】滞留となっている貸与者の現状

状況		人数	割合
就業者	医学関連	15	18%
	その他	0	0%
未就業者		3	4%
不明		65	78%
計		83	100%

また、調定減額を行えば過年度の調定額そのものを修正するため、【表 4.3.1 の 1】では参考年度の過年度調定額が前年度未収総額と一致せず、資料内数値の連動性が阻害されている。

#### 4.3.2 未収管理の運用状況

平成 25 年度における未収金 15,977 千円（滞納者 83 人）のうち、滞納金額上位 8 人につき貸与申請時から直近対応時までの要保存書類についてサンプルテストを行った。

【表 4.3.2】サンプルテスト一覧

(単位：千円)

申請年度	被貸与者	返還総額	滞納額	滞納回数	
2002	A氏	1,176	1,080	45	※
2000	B氏	864	844	85	※
2003	C氏	1,152	816	24	
1994	D氏	1,296	498	10	
1998	E氏	1,152	448	14	
2003	F氏	864	432	4	
2005	G氏	864	432	12	
2008	H氏	1,296	432	12	

※ 平成25年度に弁護士委託による督促を行っている案件

#### (1)書類保管上の不備

サンプルテストの結果、要保存書類が提出されず、他の書類に混入している若しくは紛失している可能性が高いとみられる事例が散見された。

##### ①貸与申請書

貸与申請書は貸与事業の初期段階における重要書類である。貸与を希望する申請者（養成施設学生）と連帯保証人 2 名による特約事項の誓約書を兼ねており、修学資金貸与に係る契約書の位置づけとなる。保存年限は 20 年とされている。

B 氏、D 氏、E 氏の 3 件について貸与申請書の書類保管不備が検出された。3 件いずれもサンプル対象の中で滞留期間が長期にわたる債権となっている。

##### ②看護師等修学資金返還計画書、債務承認兼履行誓約書

返還事由が生じたときには貸与者と早急に連絡を取って、今後の返還計画について決定する。看護師等修学資金返還計画書には返還額、返還期間、返還方法、返還する理由など決定した内容を記載して、貸与者と連帯保証人による自署押印をしたうえで担当課に提出される。当該書類は返還スタートに

係る当事者間合意書であり、返還に係る重要書類になる。

当初返還計画通りに返済されず、貸与者に十分な資力が見込めない場合にはリスクを行うことがある。この際には貸与者による債務承認兼履行誓約書を提出することになる。当該書類を提出することで債務の承認が認められ消滅時効が中断することになる。当該書類はリスク時の返済額や期限の利益などの変更計画の内容を約した重要書類である。

サンプル D 氏では看護師等修学資金返還計画書および債務承認兼履行誓約書のいずれも、F 氏については看護師等修学資金返還計画書が書類保管不備で提出されなかった。

### ③その他書類

①②の書類以外にも在学証明書、退学届、卒業証明書は貸付金の猶予または返還を判断するための重要書類となるが、これらの書類が提出されないサンプルが散見された。ただし、これらは貸与者の情報を適時に把握する上で必須の書類であるものの、長期間保存を必ずしも要す書類ではないため、保存年限による廃棄はやむを得ないものと考える。

サンプルテストの結果、①～③の書類で保存不備が検出された。なお、①～③の書類に加えて督促状、催告状、弁護士督促状の提出も求めたがこれらは全て提出頂いたことを付言しておく。

これらの書類保存の不備は、過去の手続の妥当性の検証や債権管理の経緯の把握に支障をきたすだけでなく、例えば、サンプル D 氏に関しては弁護士対応を依頼しようにも基礎的な資料を用意できないため困難な状況におかれる。また貸与者の母親が連帯保証人に名を連ねているのかどうかについても、申請書が見当たらぬため証明する手立てがない。

保存不備の原因として、書類の保管方法が挙げられる。①のように発生時期が古い債権ほど相対的に保存不備が多いが、以前は入手した年度ごとに書類をファイリングしていたため、横断的に個人別の書類を揃えることが困難